

平成17年12月16日(金曜日)

議事日程第4号

平成17年12月16日(金曜日)午前10時開議

- 第1. 委員長審査報告
- 第2. 議案第128号 由利本荘市行政改革推進委員会条例の制定について
- 第3. 議案第129号 由利本荘市矢島子供館条例の制定について
- 第4. 議案第130号 由利本荘市矢島福祉会館条例の制定について
- 第5. 議案第131号 由利本荘市インフォメーションセンター及びふれあいステーション条例の制定について
- 第6. 議案第132号 由利本荘市デイサービスセンター条例の制定について
- 第7. 議案第133号 由利本荘市高齢者生活支援ハウス条例の制定について
- 第8. 議案第134号 由利本荘市老人福祉センター条例の制定について
- 第9. 議案第135号 由利本荘市由利老人福祉施設条例の制定について
- 第10. 議案第136号 由利本荘市働く婦人の家条例の制定について
- 第11. 議案第137号 由利本荘市本荘福祉センター条例の制定について
- 第12. 議案第138号 由利本荘市東由利温泉保養施設条例の制定について
- 第13. 議案第139号 由利本荘市天鷲郷施設条例の制定について
- 第14. 議案第140号 由利本荘市天鷲遊園施設条例の制定について
- 第15. 議案第141号 由利本荘市岩城資源活用交流施設天鷲ワイン城条例の制定について
- 第16. 議案第142号 由利本荘市総合交流ターミナル施設条例の制定について
- 第17. 議案第143号 由利本荘市岩城温泉港の湯条例の制定について
- 第18. 議案第144号 由利本荘市地域資源活用総合交流促進施設条例の制定について
- 第19. 議案第145号 由利本荘市ゆりの里交流センター条例の制定について
- 第20. 議案第146号 由利本荘市地場産業振興施設条例の制定について
- 第21. 議案第147号 由利本荘市ふるさと資源活用センター条例の制定について
- 第22. 議案第148号 由利本荘市農業者等健康増進施設条例の制定について
- 第23. 議案第149号 由利本荘市農林水産物直売施設条例の制定について
- 第24. 議案第150号 由利本荘市集会施設条例の制定について
- 第25. 議案第151号 由利本荘市農業担い手センター条例の制定について
- 第26. 議案第152号 由利本荘市情報拠点施設条例の制定について
- 第27. 議案第153号 由利本荘市農業情報管理施設条例の制定について
- 第28. 議案第154号 由利本荘市交流広場条例の制定について
- 第29. 議案第155号 由利本荘市間伐材利用施設条例の制定について
- 第30. 議案第156号 由利本荘市農山村集会施設条例の制定について
- 第31. 議案第157号 由利本荘市東由利産地形成促進施設条例の制定について
- 第32. 議案第158号 由利本荘市簡易給水施設条例の制定について

- 第 33 . 議案第 159 号 由利本荘市射撃場条例の制定について
- 第 34 . 議案第 160 号 由利本荘市矢島牛乳処理加工施設条例の制定について
- 第 35 . 議案第 161 号 由利本荘市農林水産物処理加工施設条例の制定について
- 第 36 . 議案第 162 号 由利本荘市岩城農林水産物処理加工施設条例の制定について
- 第 37 . 議案第 163 号 由利本荘市林業研修集会施設条例の制定について
- 第 38 . 議案第 164 号 由利本荘市鳥海高原矢島スキー場スキーハウス条例の制定について
- 第 39 . 議案第 165 号 由利本荘市花立クリーンハイツ条例の制定について
- 第 40 . 議案第 166 号 由利本荘市簡易宿泊施設条例の制定について
- 第 41 . 議案第 167 号 由利本荘市矢島キャンプ場条例の制定について
- 第 42 . 議案第 168 号 由利本荘市緑地等管理中央センター条例の制定について
- 第 43 . 議案第 169 号 由利本荘市老人憩の家条例の一部を改正する条例案
- 第 44 . 議案第 170 号 由利本荘市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案
- 第 45 . 議案第 171 号 由利本荘市保育所設置条例の一部を改正する条例案
- 第 46 . 議案第 172 号 由利本荘市学童保育施設条例の一部を改正する条例案
- 第 47 . 議案第 173 号 由利本荘市高齢者活動促進施設条例の一部を改正する条例案
- 第 48 . 議案第 174 号 由利本荘市多目的集会施設条例の一部を改正する条例案
- 第 49 . 議案第 175 号 由利本荘市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例案
- 第 50 . 議案第 176 号 由利本荘市農村公園条例の一部を改正する条例案
- 第 51 . 議案第 177 号 由利本荘市堆肥センター条例の一部を改正する条例案
- 第 52 . 議案第 178 号 本荘市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例案
- 第 53 . 議案第 179 号 由利本荘市浄化槽施設条例の一部を改正する条例案
- 第 54 . 議案第 180 号 由利本荘市火災予防条例の一部を改正する条例案
- 第 55 . 議案第 181 号 由利本荘市道路線の廃止について
- 第 56 . 議案第 182 号 由利本荘市道路線の認定について
- 第 57 . 議案第 183 号 由利高原鉄道矢島架道橋衝突事故に係る示談について
- 第 58 . 議案第 184 号 由利高原鉄道矢島架道橋衝突事故に係る示談について
- 第 59 . 議案第 185 号 大内第二簡易水道整備事業浄水場本体建設工事請負変更契約の締結について
- 第 60 . 議案第 186 号 市有林の分収造林契約の変更について
- 第 61 . 議案第 187 号 市有林の分収造林契約の変更について
- 第 62 . 議案第 188 号 市有林の分収造林契約の変更について
- 第 63 . 議案第 189 号 平成 17 年度由利本荘市一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第 64 . 議案第 190 号 平成 17 年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 65 . 議案第 191 号 平成 17 年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 66 . 議案第 192 号 平成 17 年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算 (第 3 号)

- 第67．議案第193号 平成17年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算
(第3号)
- 第68．議案第194号 平成17年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算(第4
号)
- 第69．議案第195号 平成17年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算(第3
号)
- 第70．議案第196号 平成17年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算(第3
号)
- 第71．議案第197号 平成17年度由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計補正予算
(第2号)
- 第72．議案第198号 平成17年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算(第2
号)
- 第73．議案第199号 平成17年度由利本荘市水道事業会計補正予算(第4号)
- 第74．議案第200号 平成17年度由利本荘市ガス事業会計補正予算(第3号)
- 第75．議案第201号 平成17年度由利本荘市簡易水道事業会計補正予算(第3号)
- 第76．議案第202号 由利本荘市基本構想の策定について
- 第77．議案第203号 由利本荘市ガス供給条例の一部を改正する条例案
- 第78．議案第204号 平成17年度由利本荘市ガス事業会計補正予算(第4号)
- 第79．陳情第7号の1 社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求める意見書提出
についての陳情
- 第80．陳情第7号の2 社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求める意見書提出
についての陳情
- 第81．陳情第 8号 庶民大增税の中止を求める意見書提出についての陳情
- 第82．陳情第 9号 患者・国民負担増計画中止と「保険で安心してかかれる医療」
を求める意見書提出についての陳情
- 第83．陳情第 10号 介護保険の改善を求める陳情
- 第84．陳情第 11号 由利本荘市の私立幼稚園に在籍する家庭を対象にした子育て支
援、ならびに私立幼稚園への補助金の増額についての陳情
- 第85．陳情第 12号 地元小売店の保護と育成を求める陳情
- 第86．陳情第 13号 安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手
不足の緊急改善を求める意見書提出についての陳情
- 第87．陳情第 14号 法務局の増員に関する意見書提出についての陳情
- 第88．追加提出議員発案の説明並びに質疑
議員発案第17号から議員発案第21号まで 5件
- 第89．議員発案第17号 由利本荘市議会会議規則の一部改正について
- 第90．議員発案第18号 真の「地方分権改革の早期実現」に関する意見書提出につい
て
- 第91．議員発案第19号 議会制度改革の早期実現に関する意見書提出について
- 第92．議員発案第20号 庶民大增税の中止を求める意見書提出について

第93．議員発案第21号 安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人
手不足の緊急改善を求める意見書提出について

本日の会議に付した事件
議事日程第4号のとおり

出席議員（30人）

1番 今野英元	2番 今野晃治	3番 佐々木勝二
4番 小杉良一	5番 田中昭子	6番 佐藤竹夫
7番 高橋和子	8番 渡部功	9番 佐々木慶治
10番 長沼久利	11番 大関嘉一	12番 本間明
13番 石川久	14番 高橋信雄	15番 村上文男
16番 佐藤賢一	17番 伊藤順男	18番 鈴木和夫
19番 齋藤作圓	20番 佐藤勇	21番 佐藤譲司
22番 小松義嗣	23番 佐藤俊和	24番 加藤鉦一
25番 土田与七郎	26番 村上亨	27番 三浦秀雄
28番 齋藤栄一	29番 佐藤實	30番 井島市太郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	柳田弘助	役	鷹照賢隆
助役	村上隆司	教育長	佐々田亨三
企業管理者	佐々木秀綱	総務部長	佐々木永吉
企画調整部長	猿田正好	市民環境部長	松山祖隆
福祉保健部長	豊島一郎	農林水産部長	小松秀穂
商工観光部長	藤原秀一	建設部長	佐々木孝一
行政改革推進 本部事務局長	佐々木均	教育次長	中村晴二
消防長	福岡憲一	総務部次長 兼総務課長兼職員課長	中嶋豪
総務部次長 兼財政課長	小松浩	企画調整部次長 兼企画調整課長	渡部聖一

議会事務局職員出席者

局長	熊谷正次	長	石川隆夫
書記	鎌田直人	書記	遠藤正人
書記	阿部徹		

午前10時00分 開 議

議長（井島市太郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は30名であります。出席議員は定数に達しております。

この際、お諮りいたします。追加議員発案の提出がありましたので、議会運営委員会を開き、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

議長（井島市太郎君） これより議案第128号から204号までの77件、陳情第7号の1から陳情第14号までの9件を一括上程し、日程第1により、各常任委員会の審査の経過と結果について委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に総務常任委員長の報告を求めます。27番三浦秀雄君。

【総務常任委員長（三浦秀雄君）登壇】

総務常任委員長（三浦秀雄君） 総務常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託され審査いたしました案件は、条例関係4件、補正予算2件、基本構想1件、陳情3件の計10件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要をご報告申し上げます。

初めに、議案第128号由利本荘市行政改革推進委員会条例の制定についてであります。これは、市の行政改革に関する大綱の策定、並びに、その推進に対して、市民が意見を述べ、助言を行うための行政改革推進委員会を設置する条例を制定しようとするものであります。

なお、委員については、任期は2年以内とし、産業経済・労働・青年・婦人・有識者の各分野・各層から10名程度委嘱することを想定し、また、行政改革に関する大綱については今年度内の策定を目指しているものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第150号由利本荘市集会施設条例の制定について、及び、議案第170号由利本荘市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案の2件であります。いずれも指定管理者制度を導入するにあたり、施設の管理を指定管理者が行う場合の管理の基準等、必要な事項を規定するため、条例の制定、及び、条例の一部改正を行うものであります。

集会施設条例においては、岩城地域内の上蛇田集会施設など8つの施設、また、コミュニティセンター条例においては、西滝沢コミュニティセンターなど、由利・大内・岩城各地域の4つの施設に係る規定を定めるものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第178号本荘市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例等を廃止する条例案であります。これは1市7町の合併前から、既に指定管理者を指定し管理されている公の施設、及び、管理委託している公の施設について施行されておりました75件の暫定条例について、このたびの本格的な指定管理者制度の導入により、新たに条例が改

正または制定されることに伴って、一括して廃止しようとする条例案であります。

これらの廃止される条例につきましては、指定管理者制度の導入に対応すべく、今定例会に上程されております議案第129号から第177号までの49件の条例制定、及び、条例の一部改正によって、新たに由利本荘市の条例として整備され、または、施設の種類ごとにまとめられるなどするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第189号平成17年度一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会に付託になりました主な内容についてご報告いたします。

まず、歳入であります。9款地方特例交付金につきましては、9月の国の交付通知による減額であります。

13款使用料及び手数料は、地籍図交付手数料の増額であります。

14款国庫支出金は、衆議院議員総選挙啓発費委託金の追加による増額であります。

16款財産収入は、矢島地域における統一条件財産である立木売り払い収入、本荘・西目地域の住宅貸付収入、N T T柱用地貸付収入、本荘・大内・西目地域における土地、及び分譲宅地の売り払い収入、旧町長車・助役車等公用車売り払い収入、合併前の7町の秋田県町村土地開発公社に対する出資金の返戻金の増額補正であります。

18款繰入金は、歳入歳出の調整による財政調整基金繰入金の減額補正であり、なお、この補正後の財政調整基金残高は、16億3,952万6,000円となるものであります。

20款諸収入は、宝くじの市町村交付金、施設災害や事故に対する共済金・補償金、コミュニティ事業推進助成金、広域市町村圏組合分担金の清算金等の雑入の増額補正であります。

21款市債は、減税補てん債の増額補正であります。

次に、歳出であります。職員等の人件費以外についてご報告申し上げます。

1款議会費は、議員の人事に係る議員報酬等の減額補正と、実績及び実績見込みによる事務費等の増・減補正であります。

2款総務費の主な内容をご報告申し上げますが、1項総務管理費では、当初予算措置されていた区長に対する期末手当の減額、広域市町村圏組合運営費負担金の施設使用料の増額と清算分の減額、設置が予定されている行政改革推進委員会の委員報酬と費用弁償の増額、基幹系業務システム変更による委託料の増額、鳥海地域におけるコミュニティ助成事業補助金の増額などであります。

2項徴税費では、納税相談員3名増員分の増額などあります。

4項選挙費では、7月に執行された農業委員会委員選挙費の確定による減額補正などあります。

14款予備費は、特に今後の除雪費用に備え、積み増しする増額補正となっております。

また、地方債であります。診療所整備事業及び小学校改修事業の2件を追加し、事業費確定などに伴い地域コミュニティ施設整備事業ほか10件の地方債について、限度額を変更するものとなっております。

以上ご報告申し上げました補正予算の当委員会への付託分につきましては、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第192号平成17年度情報センター特別会計補正予算（第3号）であります。

が、歳入では、2款使用料及び手数料におけるインターネット使用料の増額、及び、5款諸収入における高速道路建設によるケーブル関連施設の移転補償費の増額が主なものであります。

また、歳出では、1款総務費においては、職員等に係る人件費の補正のほか、高速道路建設による支障移転手数料や、大内地域のデジタル化整備に伴い新たに生じた電力柱使用料の増額、当初措置されていた伝送路設備点検委託料が不要となったための減額などであり、また、2款電気通信経営費においては、インターネットの接続手数料と上位回線使用料のほかは、業務用機器等の購入費用の増額が主な補正内容となっております。

これにより、歳入歳出それぞれ836万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額が、それぞれ1億3,530万3,000円となるものであり、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、追加提出されました議案第202号由利本荘市基本構想の策定についてであります。これは市の総合発展計画を定めるに当たり、計画的かつ効率的な住民福祉の向上と行政運営を推進していく指針とするため、本市におけるまちづくりを推進していくための必要な施策の大綱を定めようとするものであります。

その主な内容は、目標年度として、計画期間を平成17年度から平成26年度までの10年間とし、目標年度の人口を8万6,000人、世帯数を3万世帯と想定し、新市まちづくり計画に示された基本方針を基調としながら、「人と豊かな自然がつなぐ、健やかで創造性あふれるまち」「交流とにぎわいに支えられて、生き生きと躍動するまち」「住民自治と協働の精神に基づいた、可能性豊かで自立したまち」の3つをまちづくりの基本理念として定めております。

また、「人と自然が共生する躍動と創造の都市(まち)」をまちづくりの将来像と定めております。

さらに、この基本理念と将来像実現のため、まちづくりの目標として7つの柱を掲げ、それぞれの柱の大綱を示しながら、特に重点的、戦略的に取り組むべきテーマとして4つの重点プロジェクトを位置づけるとともに、土地利用計画について定める内容となっております。

当委員会では、これらの内容を慎重に審査検討した結果、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情の審査結果についてご報告いたします。

まず、陳情第7号の2社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求める意見書提出についての陳情であります。これは社会保障制度の充実と最低保障年金制度創設を求める内容と並行して、年金課税を元に戻すことなどを求める意見書提出についての陳情であります。なお審査の必要ありとして、継続審査に付すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第8号庶民大增税の中止を求める意見書提出についての陳情についてであります。定率減税の全廃、給与所得控除の縮小、配偶者控除や扶養者控除の縮小・廃止、消費税率の引き上げなど、庶民大增税を行わないよう意見書の提出を求めるものであり、陳情の趣旨を了とし、採択すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情第14号法務局の増員に関する意見書提出についての陳情につきましては、

法務局の事務量の増大に対し、従事職員が不足していることから、行政事務の適正・迅速な処理と職員の労働条件の改善を図るため、職員の増員を行うよう意見書の提出を求める陳情であります。なお審査の必要ありとして、継続審査に付すべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。20番佐藤勇君。

【教育民生常任委員長（佐藤勇君）登壇】

教育民生常任委員長（佐藤勇君） 教育民生常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、条例関係14件、補正予算4件、陳情6件の計24件であります。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

初めに、議案第129号由利本荘市矢島子供館条例の制定について、議案第130号由利本荘市矢島福祉会館条例の制定について、議案第132号由利本荘市デイサービスセンター条例の制定について、議案第133号由利本荘市高齢者生活支援ハウス条例の制定について、議案第134号由利本荘市老人福祉センター条例の制定について、議案第135号由利本荘市由利老人福祉施設条例の制定について、議案第136号由利本荘市働く婦人の家条例の制定について、議案第137号由利本荘市本荘福祉センター条例の制定について、及び議案第159号由利本荘市射撃場条例の制定についてであります。これは平成17年3月22日に専決処分され暫定施行された旧市・町の条例を廃止することに伴い、指定管理者制度を導入するに当たり、平成18年4月1日から施行するため、新たに条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第169号由利本荘市老人憩の家条例の一部を改正する条例案についてであります。平成17年3月22日に専決処分され暫定施行した本荘市老人憩の家設置条例を廃止することに伴い、指定管理者制度を導入するにあたり、平成18年4月1日から施行するため、条文を整備し、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第171号由利本荘市保育所設置条例の一部を改正する条例案についてであります。川内保育園の定員を90人から80人に改正すること及び指定管理者制度を導入するに当たり、平成18年4月1日から施行するため、条文を整備し、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第172号由利本荘市学童保育施設条例の一部を改正する条例案についてであります。平成17年3月22日に専決処分され暫定施行した岩城町学童保育センター設置及び管理条例を廃止することに伴い、別表として亀田及び道川の学童保育施設を追加すること及び指定管理者制度を導入するに当たり、平成18年4月1日から施行するため、条文を整備し、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第173号由利本荘市高齢者活動促進施設条例の一部を改正する条例案についてであります。指定管理者制度を導入するに当たり、平成18年4月1日から施行す

るため、条文を整備し、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第180号由利本荘市火災予防条例の一部を改正する条例案についてですが、「林野火災の有効な低減方策検討会報告書」に基づき火災警報発令中に出火防止を図ることについて、条文を整備し、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算についてご報告申し上げます。

最初に、議案第189号平成17年度由利本荘市一般会計補正予算（第6号）についてですが、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入第12款から第15款、第17款、第20款、第21款と、歳出第2款から第5款、第7款、第9款、第10款についてであります。

その主なものについてご報告申し上げます。

まず、歳入第12款分担金及び負担金は、鳥海地域外山地区の難視聴地域解消事業の取りやめによるテレビ難視聴解消事業受益者分担金の減額、養護老人ホーム入所者及び扶養義務者の費用徴収額改定による老人保護入所者負担金の増額、保育所入所者増による保育所入所者負担金の増額、第13款使用料及び手数料は、事業者徴収となったことによる生きがい活動支援通所施設使用料及び生活指導短期宿泊施設使用料の減額、すこやか子育て支援に係る幼稚園授業料の減額、第14款国庫支出金は、保育所入所者増による保育所運営費負担金の増額、入院増加見込みによる更生医療給付費等の増に伴う身体障害者保護費補助金の増額、延長保育等の県補助金が交付金化されたことによる次世代育成支援対策交付金の増額、精算見込みによる老人医療費適正化対策事業費補助金の減額、第15款県支出金は、保育所入所者増による保育所運営費負担金の増額、精算見込みによる在宅福祉活動促進事業費補助金の増額、介護保険利用者負担軽減措置事業費補助金の減額、精算見込み及び交付金化されたことによる延長保育等促進基盤整備事業費補助金、特別保育事業推進費補助金、病後児保育事業費補助金等の減額、難視聴地域解消事業の取りやめによるテレビ難視聴地域解消事業費補助金の減額、バイアスロン会場整備に係る国体開催市町村競技会場整備事業費補助金の増額、委託金確定による心の教室相談員調査研究委託金の減額、第17款寄附金は、海外研修費寄附金及び故渡辺博史資料管理寄附金の増額、第20款諸収入は、精算見込みによる保育所広域入所受託事業収入の増額、各種検診事業受診者負担金の減額、平成16年度の精算分として、ごみ処理及び介護保険の広域市町村圏組合分担金精算金の増額、第21款市債は、移転改築予定の広洋苑併設交流施設整備繰り延べによる地域コミュニティ施設整備事業債の減額、鶴舞小学校給水管及び新山小学校雑排水管修繕に伴う小学校改修事業債の増額、今後、秋田県と事業調整を図る必要による矢島中学校整備事業債の減額などが主なものであります。

次に、歳出についてですが、歳出第2款総務費では、1項総務管理費において交通指導隊に関する経費で出勤手当、交通安全施設に関する経費としてカーブミラーの購入費であります。3項戸籍住民基本台帳費においては、戸籍電算システム会計処理統一に係るリース料の増額などが主なものであります。

第3款民生費では、1項社会福祉費において、人事異動による人件費の増額、国民健康保険特別会計への繰出金の増額、病弱者介護加算の遡及適用による老人保護措置事業

費の増額、事業終了による敬老会開催事業費の減額、移転改築予定の広洋苑併設交流施設整備繰り延べによる特別養護老人ホーム整備事業費の減額、更生医療給付費及び電動車いす交付に係る身体障害者在宅福祉事業費の増額、ゆりえもん運営費の燃料費及び光熱水費の増額などが主なものであります。

また、2項児童福祉費においては、子育て支援課1名増員による人件費の増額及び岩城児童センター1名減員による人件費の減額、各事業の精算見込みによる減額、保育所入所者増による保育所入所措置事業費の増額、保育園及び各施設の運営費の補正などが主なものであります。

また、3項生活保護費においては、世帯訪問車両の燃料費、切手等の通信運搬費が主なものであります。

第4款衛生費においては、1項保健衛生費において、人事異動による人件費の減額、各種検診の精算見込みによる老人保健事業費等の減額、笹子診療所改築工事に伴う設計委託料の増額、鶴舞会館、保健センター等及び斎場の管理費の増額が主なものであります。

また、2項清掃費においては、人事異動による人件費の減額、臨時職員の賃金等の増額、鳥海処理センターの焼却炉内部の補修費の増額などが主なものであります。

第5款労働費は、勤労青少年ホームの管理費の補正であります。

第7款商工費は、1項商工費4目消費者行政費で、消費生活相談員の社会保険料の増額であります。

第9款消防費は、通信指令システムリース料確定に伴う使用料及び賃借料の減額、消火栓等の修繕費の増額、防火水槽設置に係る精算見込みによる工事請負費等の減額、防災会議に係る経費の増額などが主なものであります。

第10款教育費では、1項教育総務費において、職員の時間外勤務手当及びスクールバスの燃料費の増額などが主なものであります。

また、2項小学校費においては、各学校の燃料費の増額、子吉、小友、松ヶ崎、八塩小学校のアスベスト除去に係る経費、鶴舞小学校給水管及び新山小学校雑排水管修繕に係る経費の増額が主なものであります。

また、3項中学校費においては、各学校の燃料費の増額、矢島中高連携校建設事業費で設計委託料等の減額、4項幼稚園費においては、精算見込みにより運営費を減額するものであります。

また、5項社会教育費においては、鳥海地域外山地区の難視聴地域解消事業の取りやめによるテレビ難視聴地域解消事業費の減額、社会教育施設等の管理費の増額などが主なものであります。

また、6項保健体育費においては、職員人件費の増額、国体関連で、実行委員会会計システムに係る経費及びパイアスロン会場整備費の増額、秋田県立西目高等学校サッカー部全国高等学校選手権大会出場に係る補助金等の増額、松ヶ崎体育館裏の、のり面補修及び各施設の燃料費、光熱水費の増額、12の小中学校のアスベストが含まれる給食調理機器交換に要する経費の増額などが主なものであります。

次に、議案第190号平成17年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入においては、療養給付費等負担金、療養給付費等交付金、

一般会計繰入金及び繰越金の増額であり、歳出においては、保険給付費、介護納付金及び諸支出金の増額、老人保健拠出金確定に伴う減額が主なもので、補正後の歳入歳出予算総額を82億2,467万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第191号平成17年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入においては、繰越金及び休日診療所受託事業収入への増額であり、歳出においては、第1款衛生費において診療所運営に係る医薬材料費及び第2款基金積立金において基金積立金の増額が主なもので、補正後の歳入歳出予算総額を1,141万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第193号平成17年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入においては、サービス収入及び繰越金を増額し、歳出においては、第1款1項施設管理費で、烏寿苑の燃料費等の増額、東光苑の光熱水費、賃金等の精算見込みによる減額、第1款2項居宅介護サービス事業費では、通所介護事業費で、白百合苑及びふれあい館鮎川の利用者増に伴う委託料の増額、第1款3項居宅介護サービス計画事業費では烏寿苑の燃料費及び委託料等の精算見込みによる減額、第1款4項施設介護サービス事業費では、東光苑の賄材料費及び備品購入費の精算見込みによる減額、また、第5款予備費の増額補正が主なものであり、補正後の歳入歳出予算総額を11億8,795万3,000円にしようとするものであります。

以上、議案第189号、議案第190号、議案第191号及び議案第193号の4件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて陳情についてご報告申し上げます。

最初に、陳情第7号の1社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求める意見書提出についての陳情につきましては、全額国庫負担の最低保障年金制度の実現など2項目の陳情であり、「皆年金、皆保険制度が崩れかかっていることを考えると、どのように維持していくかが大きな問題であり、採択すべき」との意見や「最低保障年金などを受給できればいいわけだが、財源的な面から若い世代の負担をふやしてよいものか」などの意見、また、「この陳情の文面からすると現時点では採択すべきでなく継続審査にすべき」との意見が出され、採決した結果、継続審査とすべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第9号患者・国民負担増計画中止と「保険で安心してかかれる医療」を求める意見書提出についての陳情につきましては、健康保険3割負担を2割に戻すなど4項目の陳情であり、「健康保険3割負担を2割負担に戻すのは難しいと思われるが、今後5割になる可能性もある」との意見、「陳情項目の2及び3については、採択してもよいと思われるが、陳情項目すべてとなれば難しい」などの意見、また「情勢を見きわめて審査を要するとして継続審査すべき」との意見が出されまして、採決した結果、継続審査すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第10号介護保険の改善を求める陳情につきましては、施設入所者の負担軽減を図るために、市町村独自の減免制度を設けることなど5項目の陳情であり、「陳情項目1から5まで、当局の説明などから、政策の中でほぼ願意は満たしていると思われるものの、採択すべきでないか」との意見があり、採決した結果、採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第11号由利本荘市の私立幼稚園に在籍する家庭を対象にした子育て支援、ならびに私立幼稚園への補助金の増額についての陳情につきましては、私立幼稚園の保育料と西目の公立幼稚園の保育料との差額の補助を求めることなど2項目の陳情であり、「合併協議において検討されていない問題が提起されており、幼児教育において平等に恩恵が受けられるようにするべきとの観点から採択すべき」との意見があり、採決した結果、採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第12号地元小売店の保護と育成を求める陳情、この件に関しましては、地域学校指定の制服及び体育衣料は、地元小売店のみを販売指定とすることなど2項目の陳情であり、12月13日、産業経済常任委員会との連合審査会を開催し審査いたしました。「陳情の趣旨については、理解できる。資本主義経済の中で大型店の参入をどこまで阻止反対できるのか。それから消費者の利益をも考えると、趣旨採択とすべき」との意見や「この陳情の文面は、以前から地域に貢献してきた小売店の切実な思いであり、商業振興策として制服については、地元小売店を販売指定店とするべきで、採択すべき」との意見が出され、採決した結果、賛成多数で趣旨採択すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情第13号安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める意見書提出についての陳情につきましては、安全でゆきとどいた医療・介護を保障するため、配置基準を引き上げし、医師・看護師など医療・介護労働者を大幅にふやすことなど2項目の陳情であり、「配置基準に対して秋田県の看護師数は、全国平均からすれば充足されているようだが、制度そのものが医療現場と合っていないとすれば、制度について判断しなければならない」との意見や「大きな病院の看護師さんに話を聞くと患者の割合からして看護師が少なく重労働だと話している。国でも看護師不足は大きな問題で、退職した看護師の再就職の問題もあり、看護師不足の解消は大切だ」との意見が出され、採決した結果、採択すべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。18番鈴木和夫君。

【産業経済常任委員長（鈴木和夫君）登壇】

産業経済常任委員長（鈴木和夫君） 私から産業経済常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今期定例会において当委員会に審査付託になりました案件は、条例関係33件、補正予算3件、契約関係3件の計39件であります。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

最初に、条例関係の議案のうち、議案第131号由利本荘市インフォメーションセンター及びふれあいステーション条例の制定について、並びに議案第138号由利本荘市東由利温泉保養施設条例の制定についてから議案第149号由利本荘市農林水産物直売施設条例の制定についてまでの12件、議案第151号由利本荘市農業担い手センター条例の制定についてから議案第157号由利本荘市東由利産地形成促進施設条例の制定についてまでの7件、議案第160号由利本荘市矢島牛乳処理加工施設条例の制定についてから議案

第168号由利本荘市緑地等管理中央センター条例の制定についてまでの9件、合わせて29件の議案につきましては、いずれも市が所有する施設の管理について指定管理者制度を導入するに当たり、地方自治法の規定に基づき、必要な事項を規定するため、新たに条例を制定しようとするものであり、いずれもその提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第174号由利本荘市多目的集会施設条例の一部を改正する条例案から議案第177号由利本荘市堆肥センター条例の一部を改正する条例案までの4件についてありますが、これらにつきましても先ほどご報告いたしました議案同様に、指定管理者制度を導入するに伴い、地方自治法の規定に基づき、必要な事項を規定するための条文を加え、条例の一部を改正しようとするものであり、いずれもその提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

なお、委員より当局に対し、これから導入される指定管理者制度について、市民がより深くその制度内容に対し理解を得られるよう、今後においても十分に説明を継続していくよう、意見が述べられました。

次に、議案第186号から議案第188号までの市有林の分収造林契約の変更についてありますが、これらはいずれも合併前に旧岩城町と財団法人秋田県林業公社との間で交わされた分収造林契約について、同公社からの申し出により、その収益分収割合を公社60%、市40%から公社70%、市30%に変更するものであり、いずれもその提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に補正予算であります。

初めに議案第189号平成17年度由利本荘市一般会計補正予算（第6号）についてありますが、当委員会に審査付託になりましたのは、歳入第13款から第15款、第16款、第20款、第21款。歳出につきましては、第2款、第6款、第7款及び第11款であります。

まず歳入について、その主な内容をご報告申し上げます。

第13款につきましては、由利地域のペンション四季の施設使用料の増を見込んだ増額補正であります。

第14款につきましては、農業委員会が進めている農地管理台帳ネットワークシステム機器導入に係る経費が確定したことに伴い、その財源である市町村合併補助金の精査による減額補正であります。

第15款につきましては、各事業への県補助金と県委託金の増減額補正であります。

第16款につきましては、今年度予定していた矢島地域の統一条件に基づく財産処分を取りやめたことによる減額と、矢島地域の畜産センターの堆肥及び牧草販売収入額の精査による増減額補正であります。

第20款につきましては、大内地域の総合交流ターミナル施設が、9月の台風により受けたガラス破損被害に対する保険共済金と、JR西目駅清掃委託料の収入の追加が主なものであります。

第21款につきましては、本荘・鳥海地域で進められている土地改良事業費の確定に伴う農業債の増減額補正と、3月に被災した松ヶ崎漁港第二北防波堤本体部分の復旧事業の現年度分確定に伴う公共土木施設災害復旧債の減額補正であります。

次に歳出について、その主な内容をご報告申し上げます。

初めに第2款総務費につきましては、1項総務管理費6目財産管理費において、歳入第16款でご説明いたしましたとおり、矢島地域の統一条件財産処分を取りやめによる減額補正であります。

次に、第6款農林水産業費についてであります。第1項農業費においては、歳入第14款でご説明いたしましたとおり、農業委員会が進めている農地管理台帳ネットワークシステム機器導入に係る費用の確定による減額、畜産農家の施設整備などを支援する、あなたと地域の農業夢プラン応援事業に係る経費の増額と、市の畜産施設運営に要する経費の追加、また土地改良事業費などに対する国・県からの予算配分が減となったこと、あるいは事業費が確定したことによる減額が主なものであります。

第2項林業費では、職員の減による人件費の減額、本荘地域における松くい虫被害に対し、防除すべき対象森林の減による事業費の減額、年度内の協定面積の増による森林整備地域活動支援交付金の増額、石脇地区の木造ふれあい交流施設の光熱水費に係る経費の追加が主なものであります。

第3項水産業費では、松ヶ崎漁港防波堤の調査設計に係る請負差額の精査による減額と、西目漁港防波堤の堤体基礎を保護するための被覆ブロック製作に係る費用の追加が主なものであります。

次に、第7款商工費についてであります。職員の時間外勤務に係る経費の追加、生活路線バスの停留所移転や修繕に要する経費、改築工事が進むJR西目駅舎の備品購入に係る経費、また各観光施設の修繕等、運営管理に要する経費の追加が主なものであります。

次に、第11款災害復旧費であります。1項農林水産業施設災害復旧費において、松ヶ崎漁港第二北防波堤本体部分の復旧事業の現年度分確定に伴う減額補正であります。

次に、議案第197号平成17年度由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入においては、一般会計からの繰入金の減額と前年度繰越金の増額。歳出においては、公用車やボイラーに係る燃料費と備品の購入に要する経費を増額するほか、借入金に対する元金及び利子の額がそれぞれ確定したことに伴う増減額補正が主なものであり、これによる歳入歳出予算の総額を1億9,951万5,000円とするものであります。

次に、議案第198号平成17年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入においては、前年度繰越金の増額。歳出においては、鳥海オコジョランドスキー場のリフトのブレーキ・シューを、ノンアスベスト製のものに交換するための経費の追加であり、これによる歳入歳出予算の総額を1億4,681万5,000円とするものであります。

以上の補正予算3件につきましては、いずれもその提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。21番佐藤譲司君。

【建設常任委員長（佐藤譲司君）登壇】

建設常任委員長（佐藤譲司君） 建設常任委員会の審査結果をご報告申し上げます。

今定例会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、条例関係3件、

道路関係 2 件、示談関係 2 件、契約関係 1 件、補正予算 8 件の合計16件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります
が、概要と結果につきましてご報告申し上げます。

初めに、議案第158号由利本荘市簡易給水施設条例の制定についてであります
が、これは、指定管理者制度の導入に伴い、簡易給水施設の管理を指定管理者が行う場合の管
理の基準及び業務の範囲等を規定するため、新たに条例を制定するものであります
が、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第179号由利本荘市浄化槽施設条例の一部を改正する条例案について
あります
が、これは大内地域で浄化槽施設として新たに整備した20の個別排水処理施設の
名称及び位置を別表に追加するものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべき
ものと決定した次第であります。

続きまして、道路関係の案件であります。

議案第181号由利本荘市道路線の廃止について及び議案第182号由利本荘市道路線の認
定についての 2 件であります
が、関連がありますので一括して報告いたします。

初めに、道路改良事業完了に伴い路線を見直すものであります
が、松ヶ崎44号線を廃止し、新たに松ヶ崎44号線及び松ヶ崎64号線の 2 路線を認定する
ものであります。

また、開発行為に伴い設置された道路について、三条20号及び三条21号線の 2 路線
として新たに認定するものであります。

以上、1 路線を廃止し、4 路線を認定する 2 件の道路関係の案件につきましては、原
案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、示談関係の案件であります。

議案第183号及び議案第184号の由利高原鉄道矢島架道橋衝突事故に係る示談につ
いて
の 2 件であります
が、これにつきましては、本年 3 月22日に発生した事故の示談に伴う
賠償責任額を由利高原鉄道株式会社とは2,754万2,545円、秋田総合リース株式会社
とは196万8,619円と定めるものであります
が、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべき
ものと決定した次第であります。

なお、本市が負担する金額は、個々の法人が加入している保険から直接支払われる金
額を除いて、それぞれ38万5,164円及び105万7,810円となるものであります。

次に、議案第185号大内第二簡易水道整備事業浄水場本体建設工事請負変更契約の締
結について
あります
が、浄水場連絡道路の拡幅に伴う増工等について、旧大内町が菊
地・塚本特定建設工事共同企業体と締結した契約の金額を 4 億7,533万8,150円に
変更する
ものであります
が、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべき
ものと決定した次第
であります。

続きまして、補正予算であります。

初めに、議案第189号平成17年度由利本荘市一般会計補正予算（第 6 号）について
あります。

当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入におきまして14款国庫支出金、15款
県支出金及び21款市債、また、歳出におきましては 4 款衛生費、 6 款農林水産業費、 8
款土木費及び11款災害復旧費であります。

初めに、歳入各款についてご報告いたします
が、すべて、歳出 8 款及び11款に財源充

当されております。

最初に14款国庫支出金であります。1項3目災害復旧費国庫負担金では、公共土木災害復旧費負担金が1,056万9,000円の増額、2項4目土木費国庫補助金では、地方道路整備臨時交付金が2,145万円の増額、建設機械整備事業費補助金が1,197万4,000円の減額となるものであります。

次に、15款県支出金であります。2項7目土木費補助金で、日沿道地方整備協力事業費補助金が2,700万円減額となるものであります。

歳入の最後は21款市債であります。1項6目土木債では、臨時地方道整備事業債が2,140万円の増額、地方特定道路整備事業債が2,950万円、除雪機械整備事業債が560万円それぞれ減額となり、同じく9目災害復旧債では、公共土木施設災害復旧債が増額となるものであります。520万円が歳出11款2項に財源充当されております。

続きまして、歳出各款についてご報告申し上げます。

最初に4款衛生費であります。上水道費及び簡易水道費がそれぞれ減額となるものであり、また、三ツ方森水道費が増額となるものであります。

次に6款農林水産業費であります。1項8目集落排水事業費で、集落排水事業特別会計への繰出金が減額となるものであります。

次に8款土木費であります。1項土木管理費で職員人件費の減額、2項道路橋梁費で道路維持及び街路灯整備事業に係る経費の増額、冬季交通等確保事業において、これまで除雪機借り上げ料で対応していた経費について、委託料に組み替えての増額、由利高原鉄道矢島架道橋衝突事故の示談に伴う損害賠償金を措置するほか、道路新設改良の各事業では精査に伴う減額、3項河川費で職員人件費の減額、防災ダム管理費の増額、5項都市計画費では本荘中央地区土地区画整理事業の進捗を図るための組み替え、公共下水道事業特別会計への繰出金の減額、本荘公園の堀浄化施設修繕経費の増額が主なものであり、また、6項住宅費では、公営住宅の修繕費の増額が主なものであります。

歳出の最後は11款災害復旧費であります。2項1目公共土木施設災害復旧費で、東由利地域の市道市造台線の地すべり災害に伴う復旧工事費等が追加となるものであります。

以上報告しました一般会計の補正予算につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、特別会計の補正予算であります。

最初に議案第194号平成17年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入では国庫補助金及び消費税還付金の措置に伴う雑入の増額、資本費平準化債の確定に伴う一般会計繰入金及び市債の減額が主なものであり、一方、歳出では主に処理施設の維持管理費、本荘及び大内地区の事業費の増額で、歳入歳出それぞれ1億9,103万1,000円の増額となるもので、補正後の歳入歳出予算総額が34億1,563万7,000円となるものであります。

次に、議案第195号平成17年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入では主に一般会計繰入金の減額及び市債の増額であり、一方、歳出では、各排水処理施設の維持管理費の増額が主なもので、歳入歳出それぞれ2,215万1,000円の増額となるもので、補正後の歳入歳出予算総額が25億2,892万9,000円

となるものであります。

特別会計の最後は、議案第196号平成17年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入では主に一般会計繰入金の減額及び市債の増額であり、一方、歳出では主に施設管理費の精査に伴う減額であり、歳入歳出それぞれ642万円の減額となるもので、補正後の歳入歳出予算総額が18億2,614万9,000円となるものであります。

以上報告しました3件の各特別会計の補正予算につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、企業会計の補正予算であります。

最初は、議案第199号平成17年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。収益的支出において、残留塩素計測器の購入に係る経費の追加及び職員人件費の減額など113万2,000円減額し、12億9,567万7,000円となるものであります。

また、資本的収入において、企業債及び工事負担金を7,220万円増額し、8億9,681万円に、同じく支出において委託料及び工事請負費を9,700万円増額し、14億2,895万8,000円となるものであります。

次に、議案第200号平成17年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的支出において、ガス本管の修繕費とコンピューターシステム変更に伴う委託作業費の増額及び職員人件費の減額など316万5,000円増額し、9億1,724万9,000円となるものであります。

また、資本的収入において、下水道工事に伴う工事負担金を980万円増額し、1億2,739万円に、同じく支出において、工事請負費を1,050万円増額し、2億9,768万5,000円となるものであります。

企業会計の最後は、議案第201号平成17年度由利本荘市簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。一時借入金の限度額を3億円増額し、5億円となるものであります。

以上報告しました3件の各企業会計の補正予算につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第203号由利本荘市ガス供給条例の一部を改正する条例案についてありますが、これは熱量変更費用に係る繰延償却資産の償却が終了したことにより、総原価を見直し、ガス料金を平成18年1月1日より改定するとともに、基準単位料金から従量料金単価に改めることに伴い、条文を整備するものであります。提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

なお、これによる平均改定率は1.53%の引き下げであります。

次に、議案第204号平成17年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第4号）についてありますが、ガス料金の改定に伴い、収益的収入において、2カ月分のガス料金を280万6,000円減額し、8億4,469万6,000円となるものであります。この補正予算につきましては、さきのガス供給条例の一部改正に伴うものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 以上をもって、各常任委員長の審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、議案、陳情等について、質疑、討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案、陳情等を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議事をそのように進めます。

なお、議案、陳情等の件名は朗読を省略したいと思いますので、ご了承願います。

議長（井島市太郎君） 日程第2、議案第128号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第128号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第3、議案第129号から、日程第51、議案第177号までの49件については、指定管理者制度の導入に伴う施設の設置条例の制定及び施設の設置条例の一部改正でありますので、これを一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第129号から議案第177号までの49件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第52、議案第178号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第178号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第53、議案第179号を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第179号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第54、議案第180号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第180号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第55、議案第181号、日程第56、議案第182号の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第181号、議案第182号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第57、議案第183号、日程第58、議案第184号の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第183号、議案第184号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第59、議案第185号を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第185号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第60、議案第186号から、日程第62、議案第188号までの3件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第186号から議案第188号までの3件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第63、議案第189号を議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第189号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第64、議案第190号から、日程第72、議案第198号までの9件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第190号から議案第198号までの9件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第73、議案第199号から、日程第75、議案第201号までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第199号から議案第201号までの3件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第76、議案第202号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第202号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第77、議案第203号を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第203号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第78、議案第204号を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第204号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第79、陳情第7号の1を議題といたします。

教育民生常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

教育民生常任委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第7号の1は、継続審査とすることに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第80、陳情第7号の2を議題といたします。

総務常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

総務常任委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第7号の2は、継続審査とすることに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第81、陳情第8号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第8号は、採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第82、陳情第9号を議題といたします。

教育民生常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

教育民生常任委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第9号は、継続審査とすることに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第83、陳情第10号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第10号は、採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第84、陳情第11号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第11号は、採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第85、陳情第12号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、趣旨採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第12号は、趣旨採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第86、陳情第13号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第13号は、採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第87、陳情第14号を議題といたします。

総務常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

総務常任委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第14号は、継続審査とすることに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第88、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。会議規則第37条第2項の規定により、議員発案第17号から議員発案第21号までの5件については、提案説明並びに委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第17号から議員発案第21号までの5件については、提案説明並びに委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第17号から議員発案第21号までの5件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第17号から議員発案第21号までの5件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第89、議員発案第17号由利本荘市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本案は直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第17号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第90、議員発案第18号真の「地方分権改革の早期実現」に関する意見書提出についてを議題といたします。

本案は直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第18号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第91、議員発案第19号議会制度改革の早期実現に関する意見書提出についてを議題といたします。

本案は直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第19号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第92、議員発案第20号庶民増税の中止を求める意見書提出についてを議題といたします。

本案は直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第20号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第93、議員発案第21号安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める意見書提出についてを議題といたします。

本案は直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第21号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件はすべて終了いたしました。

去る12月1日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これにご協力をいただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、平成17年第3回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

午前 11時25分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

由利本荘市議会議長

議 員

議 員

議 員